



2022年5月12日

各 位

会社名 東邦金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 小樋 誠二
(コード番号：5781 東証スタンダード)
問合せ先 総務部 部長 西崎 友彦
(TEL：06-6202-3376)

役員退職慰労金制度の廃止および役員報酬制度の見直しに関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止および役員報酬制度の見直しについて決議し、その実施に当たり必要な議案を2022年6月28日に開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1、役員退職慰労金制度廃止の理由、時期、打ち切り支給

役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。本制度廃止に伴い、在任中の取締役および監査役に対し、本制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、本株主総会に付議いたします。支給時期につきましては、各取締役および監査役の退任時といたします。

また、本株主総会終結の時をもって退任予定の取締役1名、監査役1名への退職慰労金贈呈の件につきましても、本株主総会に付議いたします。

なお、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備えて、一定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労金引当金として計上しておりますので、業績への影響はありません。

2、役員報酬制度の見直し

役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く）の報酬につきまして、従来の固定報酬に業績連動報酬を加えた報酬体系といたします。

3、取締役および監査役の報酬限度額の改定

取締役および監査役の報酬限度額につきましては、1985年6月28日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額700万円以内（但し、使用人給与は含まない）、監査役の報酬限度額を月額200万円以内と定めておりますが、役員報酬制度の見直しや経済情勢の変化など諸般の事情を勘案し、取締役の報酬限度額を年額1億円以内（但し、使用人給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額2,400万円以内に改定する旨の議案を本株主総会に付議いたします。

以 上